

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の改正について（概要）

1 条例改正の趣旨

京都市においては、「市民・事業者・観光客・未来 四方よしの観光マネジメントの実践」により、市民生活と観光の調和に向けた取組みを進めています。

持続可能な観光都市の実現に当たっては、高齢者、障害者を含む全ての人が安心して利用できる良質な宿泊施設の充実を図るとともに、近年の急速な高齢化の進行への対策として、宿泊施設以外の建築物も含む全ての建築物において、より一層のバリアフリー対応を促進することが求められています。

これらを踏まえ、本市における建築物のバリアフリーに携わる関係主体の意識の向上、宿泊施設のバリアフリーの向上及び情報の提供、その他建築物全般のバリアフリーの向上を図るため、次のとおり京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例を改正しました。

2 条例改正の概要

(1) 関係主体の意識の向上を図るもの 解説書 p 4 参照

本市のバリアフリーを促進するに当たって本市、事業者、市民が果たすべき役割と責務をそれぞれ規定し、加えて、関係主体が相互に協力してバリアフリーの促進に取り組むことを定めました。

(2) 宿泊施設のバリアフリーの向上及び情報の提供を図るもの

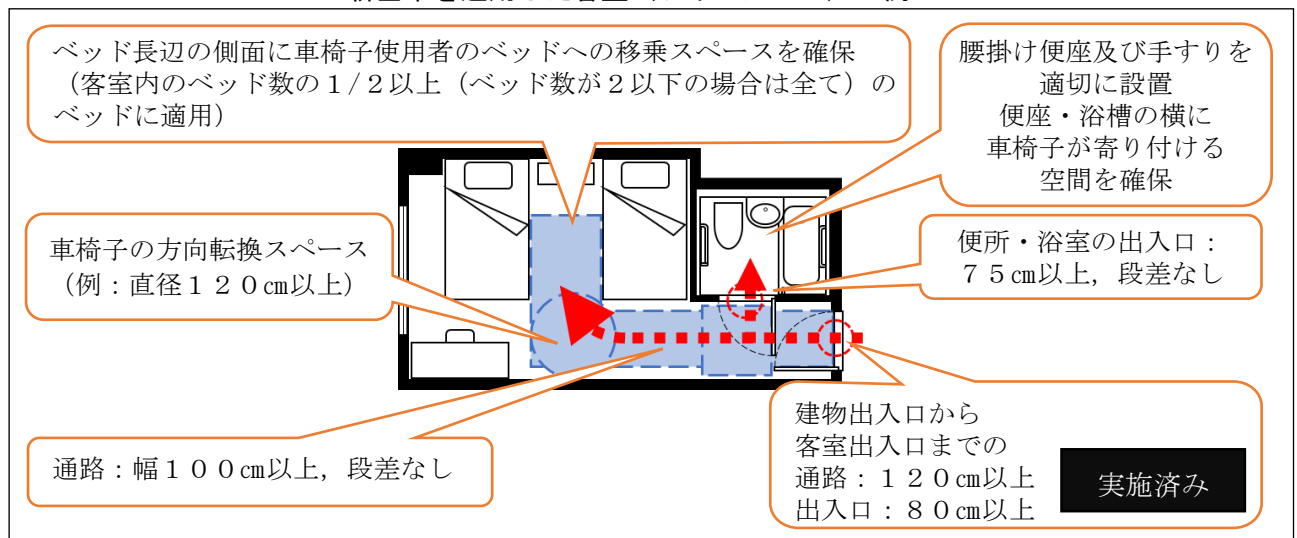
新たに宿泊施設の新築、増築、改築、大規模修繕及び大規模な模様替え並びに宿泊施設への用途の変更（以下「建築等」という。）をした場合に、以下の基準に適合させなければならないこととしました。

ア 客室内部の基準の新設 解説書 p 14～参照

客室の内部において、通路幅、ベッド周辺のスペースの確保、便所・浴室の出入口幅や手すり設置などの基準を新たに設けました。

また、車椅子使用者用の客室において、車椅子使用者の転回のためのスペース、車椅子使用者が円滑に利用できる便所、浴室の基準を新たに設けました。

新基準を適用した客室（ツインルーム）の例



イ 共用部分のエレベーター設置の義務化の充実 解説書 p 18 ~ 参照

エレベーター設置義務について、これまでは延べ面積が1,000平方メートル以上の宿泊施設を対象としていましたが、延べ面積200平方メートル未満の小規模な施設で地上階に客室を設ける場合など、高齢者、障害者等の利用上支障がないと認められる場合を除き、原則として全ての宿泊施設を対象としました。

宿泊施設の共用部分のエレベーターの設置基準の改正

規模	改正前	改正後
1,000㎡以上	義務	義務
1,000㎡未満	規定なし	義務

ウ 共用便所の基準の充実 解説書 p 11 ~ 参照

延べ面積1,000平方メートル以上の宿泊施設については、これまでから車椅子利用者用便所の設置を義務付けていましたが、延べ面積1,000平方メートル未満の宿泊施設に関しても、ロビー等の共用部分に設ける便所について、当該便所までの通路の幅や、便所の出入口の幅等に関する基準を定めました。

宿泊施設の共用便所に関する基準の改正内容

項目	改正前	改正後
便座の構造	腰掛便座を設ける。	
手すり	手すりを設ける。	手すりを適切に設ける。
便所の出入口	規定なし	80cm以上とする。 引き戸又は外開き戸とする。
便所内の空間	規定なし	車椅子使用者が便座に移乗するために必要な空間を確保する。
当該便所までの経路	規定なし	幅を90cm以上とする。 段差なしとする（高低差がある場合には傾斜路、段差解消機等を設ける。）。

エ 公表制度の新設 解説書 p 33 ~ 参照

高齢者、障害者等が円滑に施設を利用しやすくするために、宿泊施設を新たに建築等したときは、その所有者、管理者又は占有者に対し、バリアフリー情報をインターネット等により公表すること及び公表を行ったことの届出を義務付けるとともに、本市においてその概要を公表することとしました。

また、既存の宿泊施設についても、インターネット等によりバリアフリー情報の公表を行うことを努力義務としました。

(3) その他各種規定の充実等

ア 歴史的建築物等の適用除外 **解説書 p 2 ~参照**

文化財保護法や、京都市文化財保護条例その他の条例による指定・登録を受けた歴史的建築物等について、条例のバリアフリー基準への適合義務がある「対象建築物等」から除外しました。

イ 宿泊施設以外も含むバリアフリー基準の充実

本市における建築物のバリアフリーの更なる向上を図るため、以下のとおり基準の充実を行いました。

(7) エレベーターに関するバリアフリーの充実

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）の対象となる大規模な建築物について、2階建てなど上下の移動が一層分のみの場合、高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律施行令（以下「政令」という。）でエレベーターの設置義務が除外されていますが、本市においてはエレベーターの設置を義務付けました。**解説書 p 30参照**

また、複数の用途に供する建築物で、「不特定多数の者が利用する部分の面積の合計」や、「主として高齢者、障害者等が利用する部分の面積の合計」が2,000平方メートル以上となる場合に、エレベーターの籠の幅を140センチメートル以上とすることを義務付けました。**解説書 p 29参照**

(4) ベビーベッドの設置対象の拡大

ベビーベッドの設置が義務付けられている施設において、便所にベビーベッドを設置する場合、性別に関係なく利用できる便所に設けないときは、男子用便所及び女子用便所のそれぞれに設置することを義務付けました。**解説書 p 19参照**

(9) 公立小学校等及び不特定多数の者が利用する官公署に係るバリアフリーの充実

政令において、公立の小学校等が特別支援学校と同様に特にバリアフリー対応が必要な建築物として定められたことを踏まえ、公立の小学校等について、法におけるバリアフリー基準の対象となる規模要件を特別支援学校と同等に引き下げました。

解説書 p 24 ~参照

また、市民等が利用する部分と職員等が利用する部分によって構成される官公署について、これまでからバリアフリー基準の対象としてきた市民等が利用する部分に加え、職員等が利用する部分を新たにバリアフリー基準の対象としました。**解説書 p 19 ~参照**

ウ 規定整備

その他規定を整備しました。

3 施行期日 **解説書 p 41 ~参照**

令和3年4月1日から施行します。ただし、規制強化となる2(2)「宿泊施設のバリアフリーの向上及び情報の提供を図るもの」及び2(3)イ「宿泊施設以外も含むバリアフリー基準の充実」に係る改正については、令和3年10月1日から施行します。